



平田氏は11日、首相官邸で記者団に「事実関係を確認中だ」と述べていました。東京都内の屋内ゴルフスクールへの移動に公用車を使ったと報じられた点については「(記憶には)あまりない」と語っています。

## 五輪誘致の贈賄疑惑の竹田元招致委員会理事長の弁護費用 2億円 JOC 負担

東京オリンピック五輪・パラリンピック招致をめぐる贈賄疑惑でフランス司法当局の捜査を受けている竹田恒和・元招致委員会理事長の弁護費用が2020年度までの3年間で約2億円に上り、その全額を竹田氏が19年6月まで会長を務めていた日本オリンピック委員会(JOC)が負担していることが報道されています。JOCは19年3月の理事会で費用負担を決議しており、今年度以降も、捜査終了まで負担するとしています。

竹田氏は朝日新聞の取材に対し、弁護士を通じて「私は、JOC会長職にあったことから、規約により招致委員会の理事長となりました。本件は、理事長の職務として行った行為であり、私的な利益や動機は全くありません。山下(泰裕)会長を始めとするJOC理事会のご理解には深く感謝しており、私の身の潔白を証明することでその信頼にこたえたい」とコメントしています。

## 防衛省 来年度概算要求にイージス代替艦建造費計上見送り

防衛省は、導入を断念した陸上配備型ミサイル迎撃システム防衛省は、導入を断念した陸上配備型ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」(陸上イージス)の代替となる「イージス・システム搭載艦」をめぐり、8月末に取りまとめる2022年度予算概算要求への建造費の計上を見送る方針を固めました。大型艦船の建造には5年程度かかるため、大幅な遅れが生じることになります。

防衛省は5月、設計や技術支援に関し、三菱重工業など3社に調査を委託しましたが、契約期間は2022年4月から2023年3月までとなっており、早い段階から、来年度概算要求への計上は困難視されていました。

イージス・システム搭載艦は、もともと地上配備を想定していた米ロッキード・マーチン社製のSPY7レーダーを艦船に搭載する前代未聞の計画でした。同レーダーを搭載するために従来のイージス艦を大型化する必要があり、洋上での安定性を確保するために「多胴艦」型にするとの案も浮上。運用や設計をめぐる迷走が続いています。

しかし防衛省はあきまでSPY7レーダー導入を予定通り進める方針で、艦船に搭載するための塩害対策などの改修費用は概算要求に盛り込みます。イージス・システム搭載艦は運用・維持費を含む総経費が1兆円を超えるとみられ、自衛隊史上最も高価な洋上兵器となります。

安倍前政権がトランプ前米政権の要求を受けて2017年12月に陸上イージス導入を閣議決定し、秋田・山口両県への配備を決定。しかし、地元の強い反対や迎撃ミサイルのブースターが演習場外に落下する可能性があることから昨年6月、導入を断念。しかし、SPY7レーダーの導入に固執し、昨年12月、菅政権がイージス・システム搭載艦2隻の導入を閣議決定。その閣議決定にもかかわらず、計画は破綻に直面しています。

## 昨年から、二隻新造するに少なくとも九千億円近くと試算が出ていました!

昨年11月時点でも、「イージス・システム搭載艦」を二隻新造するには少なくとも九千億円近くと試算され、当初計画の二倍近くに達するとの見られていました。運用を担う海上自衛隊の負担も増すことになるとして、計画自体を白紙に戻すべきではないかとの意見が出されていました。

地上イージス計画はもともと、軍事的な合理性よりも、安倍前首相が、米国製武器の購入拡大を求める当時のトランプ米大統領に配慮した色合いが濃い計画でした。経費についても、地上イージスの場合、30年間で4000億円超とされていましたが、搭載艦の建造費は二隻で合計約5000億円。さらに補修、燃料などの維持整備費が30年間で4000億円近くになり、当初の2倍近くに膨らみます。既に1700円もの契約を結んでおり、違約金が生じないように、転用することにしたと思われます。とはいえ財政事情は厳しく、新型コロナウイルス感染症対策でさらに予算が必要となります。政府の甘い見通しや、ずさんな政策決定の代償を、国民に支払わせることは許してはなりません。

そもそも、地上イージスは陸上自衛隊が運用する予定で、海上自衛隊の負担軽減が目的とされていました。にもかかわらず、海上配備に回帰し、人手不足が深刻な海自にさらに負担を強いること

は、当初の説明と著しく矛盾するものです。菅内閣は地上イーグリスに端を発するイーグリス・システム搭載艦の導入も含めて、すべての計画を白紙に戻し、新しい安全保障体制を構想すべきです。

## 各地のとくみ

### 鳥取県憲法会議 『月刊憲法運動』読書会の開催 (報告：事務局長 森下 克彦)

7月28日(水)に、会員5人が参加し、月例の読書会を開催しました。

まず、「月刊憲法運動21年6月号」掲載の『2021年春の憲法講座東京講演 アベ・スガ改憲を許さず、憲法が生きる社会の実現を』の講演記事の残り部分を読みました。講師は、日本学術会議会員任命拒否問題の当事者となっている小沢隆一氏(東京慈恵会医科大学教授)です。

菅首相が5月3日の改憲派集会にメッセージを寄せ、新型コロナウイルスの感染拡大に触れ、大災害などの時に内閣が国民の権利を一時的に制限する「緊急事態条項」は、「極めて重く大切な課題」と語り、同条項や憲法9条への自衛隊明記を含む自民党「改憲4項目」の実現を目指す考えを示したことを紹介し、大きな注意を要することを提起。

そして、「敵基地攻撃能力論」の動きについても説明、最後に、「学術会議任命拒否問題」に触れ、この間の当事者としての動き・考えを説明し、この問題について、声を広めてほしいとの要請が成された。

なお、小沢隆一氏は、9月20日(土)午後開催の鳥取県弁護士会主催の「憲法シンポジウム」の講師に予定されています。

今回は、「月刊憲法運動21年7月号」掲載の『憲法の眼 憲法じゅうりんの土地利用規制法を憂慮する』(太田義郎：全国商工団体連合会会長・憲法会議代表委員)の記事も読みました。

国会で強行採決された自衛隊基地の周辺や国境離島などの土地の利用を規制する法律の成立を憂慮し、安倍政権以来、特定秘密保護法、安保法制、共謀罪が強行され、今年になってのデジタル庁の創設、国民投票法改正と、憲法改悪に向けて国家権力がスピード違反で前面に出てきて、憲法の平和主義、人権、自由の権利がどんどん遠ざかって行く。最近の風潮は昔に逆戻りしている。

今こそ、「歴史の逆行を許さない。憲法を守ろう、平和、人権を守ろう」の声を草の根から大きく上げることを呼び掛けられた。

## 新憲法パンフレット 紹介 その17

**Q 感染拡大を抑えるためには、やむを得ず人の移動や営業を止めることが必要な場合があります。これをどう考えればよいのでしょうか？**

**A 答えは憲法の中にあります。**

人権と人権がぶつかり合うときには「公共の福祉」(憲法12条、22条、29条など)によって調整するという考え方です。もちろん、基本的人権を制約するわけですから、必要最小限とすべきであり、それに見合った「正当な補償」が必要です。

第204通常国会の冒頭、感染症法・特措法の改定が行われましたが、人権保障のうえで問題があることに加え、罰則によって威嚇するだけで十分な補償もないため、結局、感染症を抑えることができていません。

政治が本来やるべきことをやらずに、むやみに「私権制限」を持ち出したり、国民だけに負担や犠牲を押し付けることは、憲法の立場から許されません。ましてや、「緊急事態条項が必要。そのために改憲」で独裁政治を狙うもので言語道断です。

※1冊100円 多冊数割引有 申し込みは憲法会議まで 電話 03-3261-9007

感染「制御不能」「自分で身を守る段階」まで感染爆発させて東京五輪が閉会。でも、菅首相は全く反省せず、パラ大会強行へ!!



愛知県医労連 「#看護婦の五輪派遣は困ります」